

令和4年度 第1回 菰野町入札監視委員会 議事概要

開催日及び開催場所	令和4年10月12日 庁舎3階 303会議室
出席者氏名	委員 長 山本 哲士 委員 澤田 博 委員 武藤 隆夫
審議対象期間	令和4年2月1日 ～ 令和4年8月31日
抽出案件	5件
報告事項	○発注工事について ○指名停止等の運用状況について
審議事項	○抽出事案について ・ 特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-2工区 ・ 特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-1工区 ・ 特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-4工区 ・ 林業施設等補助災害復旧事業 林道湯森谷線災害復旧工事 ・ 菰野町庁舎電話交換機更新工事
質問・意見	<p>1 発注工事及び指名停止等の運用状況について</p> <p>(契約状況について)</p> <p>委員：工事全般に対してですが、情報漏洩等のセキュリティ対策は何かされていますか。また、国交省等からそういった関係の通達等がありますか。</p> <p>事務局：町としては、年に1回、コンプライアンスの部分も含めた契約に関する職員研修を行っております。また、使用しているシステムについては、定期的にパスワードを変更する等の対策を行っております。</p> <p>一方で、国交省からは予定価格について事後公表を促す流れがありますが、当町では事前公表にて運用しており、一定の情報漏洩対策になっていると考えております。</p> <p>委員：特に今までに被害等はありませんでしたか。</p> <p>事務局：現在のところ被害等は無く、適正な運用がなされていると考えております。</p> <p>委員：工事の品質に関して何か対策されていますか。</p> <p>事務局：入札制度面での対策としましては、最低制限価格制度を導入しており、ダンピング対策をしております。また、今年度の9月からその算定方式を中央公契連モデルの最新版に改正しております。</p> <p>(指名停止等の運用状況について)</p> <p>委員：指名停止期間中はその業者と契約をすることが出来ない取扱いになるのか教えてください。</p> <p>事務局：施工業者を選定するに当たり、他の業者では履行できない内容のものであれば随意契約は可能となっております。</p>

2 抽出事案について

(特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-2工区)

(特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-1工区)

(特定環境保全公共下水道事業 北部第8污水管渠布設工事4-4工区)

※類似案件のため、一括して取り扱う

委員：「特定環境保全公共下水道事業 北部第8 污水管渠布設工事 4-4 工区」についてですが、この 350 ミリの管は地上から何メートルくらいのところに布設しているのですか。

担当課：地上から約6メートルの地点に布設しています。

委員：これらの工事はすべて推進工法ですが、推進工法を採用するに当たり基準等がありますか。

担当課：高低差や地上の道路状況を考慮して採用します。また、基本的には掘削深が4メートルを超える場合は推進工法が有利な場合が多くなります。

委員：掘削深の深い工事の施工に当たって、こういった事故対策をしていますか。

担当課：酸欠防止には特に気を使って施工しております。

委員：工事を受注中の業者が入札に参加できないということはありませんか。

事務局：工事については条件付き一般競争入札にて運用しているため、配置予定技術者の要件がクリアできれば入札への参加は可能となっております。

(林業施設等補助災害復旧事業 林道湯森谷線災害復旧工事)

委員：この工事の工種はとび・土工・コンクリートとなっておりますが、どのような要件で発注されていますか。

事務局：とび・土工・コンクリートは発注基準に無い工種のため、競争入札参加資格審査会に諮り、過去の同種工事や入札状況を考慮し、工事毎に発注要件を定めています。この工事については、町内業者であることに加え、とび・土工・コンクリート工事の資格総合点数が600点以上であり、年平均完成工事高が予定価格以上であることを要件として発注しております。

委員：法面の工法はフリーフレーム工法ですか。

担当課：はい、そのとおりです。

委員：補助事業ということですが、補助割合はどれくらいありますか。

担当課：93.3%あります。

(菰野町庁舎電話交換機更新工事)

委員：交換する機器の耐用年数はどれくらいありますか。

担当課：概ね7年程度あり、基本的には部品の保有年数に合わせて更新していくことが望ましいと言われております。

2. その他

委員：最低制限価格の改正により落札率はどのように変化していますか。

事務局：86%程度から89%程度に上昇しております。また、落札価格が上昇することを踏まえ、必要な経費である法定福利費が十分に確保されているかの確認のため、法定福利費を記載した請負代金内訳書を受注者に提出してもら

	<p>う取組みも併せて開始しました。</p> <p>委員：落札価格に含まれる法定福利費について確認をする取組みを開始したとのことですが、予定価格に対する法定福利費の割合はどれくらいを見込んでいますか。</p> <p>事務局：工種によって割合は異なりますが、概ね4%程度となっております。</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表、指名停止等の運用状況一覧表 ・各抽出事案の競争入札結果表、工事台帳、施工場所位置図 ・最低制限価格の運用について、法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について